

第36回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 次 第

日 時 令和7年1月17日（金）午後1時から午後3時まで

会 場 横浜市役所共用会議室みなと4・5

次 第

1 開 会

2 議 事

議事1 横浜スタジアムへのデジタルサイネージの設置について（審議）

議事2 横浜スタジアムの夜間照明計画について（報告）

3 閉 会

【横浜市都市美対策審議会 政策検討部会 名簿】

		氏 名	現 職 等
1	部会長	国吉 直行	横浜市立大学客員教授（都市デザイン）
2	委員	加藤 光雄	横浜商工会議所 議員
3	〃	鴨下 香苗	公募市民委員
4	〃	真田 純子	東京工業大学環境・社会理工学院教授（景観）
5	〃	中島 直人	東京大学大学院工学系研究科教授（都市デザイン）
6	〃	三輪 律江	横浜市立大学国際教養学部教授（建築・都市計画）
7	〃	山家 京子	神奈川大学建築学部教授（都市計画）

第35回横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議 題	議事1 横浜公園における景観形成について（審議） 議事2 創造的イルミネーション事業〈ヨルノヨ2024〉の実施に係る景観推進地区（関内地区：山下公園内）での景観形成について（審議） 議事3 創造的イルミネーション事業〈ヨルノヨ2024〉における実験的な演出の実施について（報告）
日 時	令和6年10月29日（火）午後1時30分から午後3時23分まで
開催場所	一般社団法人横浜みなとみらい21 プレゼンテーションルーム 横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号 クイーンズスクエア横浜 クイーンモール3階
出席委員 （敬称略）	国吉直行、鴨下香苗、真田純子（リモート）、中島直人、三輪律江（リモート）
欠席委員 （敬称略）	加藤光雄、山家京子
出席した 幹事・書記	書 記：松本 光司（都市整備局企画部長） 古檜山匡和（都市整備局地域まちづくり部長） 光田 麻乃（都市整備局企画部都市デザイン室長） 立石 孝司（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
関 係 者	【議事1】 関係局：太田 武夫（都市整備局都心活性化推進部臨海部活性化推進課担当課長） 本多 宏己（都市整備局都心活性化推進部臨海部活性化推進課担当係長） 岩間 隆男（みどり環境局戦略企画部戦略企画課担当課長） 川村美代子（みどり環境局戦略企画部戦略企画課担当係長） 事業者：株式会社横浜スタジアム 設計者：清水建設株式会社 【議事2・3】 関係局：大泉 優一（にぎわいスポーツ文化局にぎわい創出戦略部にぎわい創出戦略課担当課長） 入江 碧（にぎわいスポーツ文化局にぎわい創出戦略部にぎわい創出戦略課担当係長）
開催形態	一部非公開（傍聴者：0人）
決定事項	【議事1】映像装置の映像内容や審査体制について継続審議すること。 【議事2】ヨルノヨの山下公園での実施内容について了承した。 【議事3】報告内容について了承した。
議 事	1 開 会 （国吉部会長） それでは、まず会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。 （光田書記） 本日の部会のうち、議事3につきましては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第3号ア「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当することから、非公開としたいと思います。 （国吉部会長） 事務局から非公開の提案がありました。議事3については非公開ということにしますが、よろしいでしょうか。 （異議なし） 2 議 題 （1）横浜公園における景観形成について（審議） （国吉部会長） それでは、議事に入ります。横浜公園における景観形成についてです。これについて、事務局からご説明ください。 議事（1）について、担当課から説明を行った。

(国吉部会長)

それでは、審議に入りたいと思います。

(光田書記)

ご欠席の委員からご意見を頂いていますので読み上げさせていただきます。山家委員より頂いたご意見です。1つは、「ルールを突破してよいかについては、都度慎重に見ていく必要があるが、関内駅からサイネージの見え方をパースで確認して、この大きさでも違和感はない」。2つ目、「第三者広告については気がかり。今後きちんと詰める必要がある」。

また、加藤委員よりご意見を頂いております。1つ目は、「関内駅側にデジタルサイネージを設置し、にぎわいづくりを行うことは大賛成である。設置することにより、周辺の回遊性がより一層にぎわいをつくり出すと思う」。2つ目、「横浜公園は災害時に緊急の避難場所になる大事な役割も担っている。常にイベント等を開催することにより人の動きが読める部分もあるので、災害時にも役立つのではないか」。以上です。

(国吉部会長)

それでは、各委員から意見を頂きたいと思いますが、まず、デジタルサイネージについて、横型は2階部分以下になっているが、縦型はそれを超えるもので、これについては基本的には禁止されているものであって、「ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない」ということで、これをよしと評価できるかという判断によって許可の対象になるかどうかという話だと思います。そういう観点から見て、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと評価できるかどうかという視点も踏まえて、我々は審議する必要があると思っております。その辺を踏まえて各委員からご意見を頂ければと思っております。

(中島委員)

ご説明ありがとうございました。2つの説明ですごくよく分かりましたし、パースはBUNTAIからの写真も含めて状況がよく理解できましたので、基本的には問題ないと思っているのですが、今の国吉部会長の話からいきますと、この場所は関内駅からの入り口という特別な場所で、こういうことが非常に大事だという方針ももちろんありますし、高さの制限は先ほど仰角とかもありましたけれども、どれぐらい引きが取れていて、それが効果的に人々に視認されるかということとも関係すると思います。横浜スタジアムは、配置の段階で横浜公園の真ん中ではなく少し端に寄せて、ここにあって広場をつくって、実際に結構広く、交差点も含めると十分自然な形でデジタルサイネージの内容が効果的に人々に伝わるような、そういう広がりのある空間の中に設置されるということからすると、特別な許可になりますけれども、この場合、2階以上のことも十分あり得るだろうと思います。

あと、デジタルサイネージの形で、特に縦型のほうですが、それが今、ゲート空間と一体的にデザインされているというか、今までのゲートと別のものがくっつくというよりは、ゲートの柱の形に合わせてあえて真ん中を抜いたというか、バナーのときもそうになっていると思うのですが、ゲートの下側の茶色い部分とある種一体となって一つのゲートをつくり出しているというデザインにもなっているので、そんなに違和感はないかなと。ゲートと切り離されて、上のほうに大きなデジタルサイネージがつくとなると、何か余計なものがまた一つ付加されたようなイメージになると思うのですが、現状のバナーも同じような効果があると思いますけれども、下から立ち上がっている一体的なゲートだと、デザインとしてはそういうふうには私は受け止めたので、その点も含めて今のところいいのではないかと思います。

横型のほうの話で1点だけ確認しておきたいのですが、横型は2階なので近くからも人が見るということで、しかも、先ほどの話だと、野球のときはスコアボードや中継も入るようなものなので、このゲート空間の1階の利用で、「TICKETS」と書いてあるところに人が並ぶとか、今だとあまり並ばないのかもしれませんが、すぐ手前の部分で映像を見る人と、それ以外の機能でたまる人と、その辺の関係がちゃんと整理できているかどうか、それらがバッティングしてしまうようなことがあると問題になるのではないかと思います。その点だけ、一応確認になるとと思いますが、状況が分かっているればお知らせいただければと思います。

(株式会社横浜スタジアム)

横浜スタジアムの早野です。ご質問ありがとうございます。おっしゃるように、ここは、特にプロ野球興行やアマチュアの高校野球のときは、たくさんの人に来場していただいているゾーンになります。今おっしゃっていただいたスコアなどを表示するときも、ここでライブビューイングをやるとい

う考えは基本的にはなくて、例えば、これはジャストアイデア的なものでもあります、ホームランを打ったら、その瞬間は今、歓声だけが外に情報として伝わっているところを、映像としても周りに見せることで球場と外をつなぐようなことを実現したいと考えているので、ここにずっと人がたまって映像を見るということは、基本的にあまり想定はないかなと思っております。プロ野球興行や大きなイベントのときには、ここに非常にたくさんの警備スタッフを置いている環境にもありますので、今、写真上は左側に仮囲いがあったりして狭い状況には見えますが、実際この辺はなかったりするので、その辺はクリアできると考えております。ただ、実際に設置されてからは、その辺のオペレーションは十分に準備して対応していきたいと思っています。

(中島委員)

ありがとうございました。つまり、映像内容によってそのあたりはクリアできるということですね。よく分かりました。私からは取りあえず以上です。

(国吉部会長)

中島委員、どうもありがとうございました。ほかの委員、いかがでしょうか。鴨下委員。

(鴨下委員)

ご説明ありがとうございました。私もこのようににぎわいが創出されるというのは大賛成で、つくるのであればインパクトのあるものもいいなと私自身は思っています。なので、大きさとか、許可制で原則禁止で今回は許可となりますが、やるのであればそういう制限を取り払って、一番いいもの、インパクトがあるものをつくっていただきたいと思っています。

コンテンツの審査についてですが、これもそういうコンテンツを流すのであれば、にぎわいを創出できるような、あまりにも安全性とかそういうことを考え過ぎて及び腰になってしまうよりも、最初はトライ・アンド・エラーでやってみて、命とか身体安全に関わるものではないので、苦情が来ればその都度微調整だとか、検討するような形がいいのかなと。締めつけ、締めつけでというのはちょっと、せつかくつくるのだったらトライ・アンド・エラーでいろいろやってみて、いいものを市民と一緒につくっていただきたいと思っています。以上です。

(国吉部会長)

どうもありがとうございました。ご意見として賜っておきたいと思います。ほかの委員、オンライン参加の方はどうですか。何かご意見は。真田委員、どうぞ。

(真田委員)

今回、規定を外れるということで、ただし書を適用するというのは、それでいいのではないかと私も思います。最後の審査の話ですが、私も山家委員と同じで、第三者広告については少し慎重になるべきかなと思いました。審査の基準についても、斬新で新鮮なアイデアを持っていることとか、それが本当に必要なかどうかよく分からないので、ある程度の方向性を決めて、中身については柔軟に審査していくのがいいのかなと思います。

審査体制については、審査する専門家をどうやって選ぶのかということが重要なことだと思っていて、それを横浜スタジアム側で選ぶことになる、結局、何でもオーケーという人を選んでしまうことになりかねないので、審査の体制だけではなく、その体制をつくるための仕組みみたいなものをちゃんと決めておく必要があるかなと思いました。以上です。

(国吉部会長)

ありがとうございます。ほかのご意見はございますでしょうか。

(本多係長)

先ほど山家委員と真田委員から第三者広告についての話がありましたが、横浜市としても、第三者広告をいつでもどんな内容でも流していいとは思っていないで、ただ、街のにぎわい創出や回遊促進をやっていくに当たって、魅力あるイベントを実施するとか、魅力あるコンテンツを継続的にしっかり流すという意味では、第三者広告の掲出が必要な場合もあると思っています。ただ、やはりしっかり一定のルールの下、事業者と協議して、どういったものを流すか議論していきたいと思っています。

体制についても基準についても、一旦、今は例示していますが、今後運用していくに当たって、場合によっては見直しとかも含めて、審査基準も含め、体制も含め、しっかり検討していければと思っています。

(国吉部会長)

ありがとうございました。それでは、私からも意見を言わせていただきます。幾つかご意見はありましたが、まず、2階部分を越える縦型の部分は、地域性とか公共性とか、そういうものがかなり評

価の対象となるだろうと思っています。事業者からのご説明の中で、幾つかこの役割みたいなことが書かれていたわけですが、スタジアム利用時の演出機能の強化、周辺施設・地域と連携した演出による……①、②、③と書いてあるわけです。事業者のお気持ちとしては①だけでいいと思っていられるかもしれませんが、ここは審議会でも評価して、市長がそれを受けてオーケーするという特別な場所でもありますので、やはり②、③といったものをどれだけ組み込んでトライするかということを重視してほしいと思うのです。ボールパーク構想とか、全国的にそっちのいろいろな動きはあるのですが、言ってみれば、先ほど都市整備局の説明でもありましたように、スタジアムの角だけで演出するのではなくて、BUNTAI、みなぶんを含めた全体の流れ、大通り公園なんかもありますけれども、一定のこの地域でスポーツ・文化といったものを推進しようという考え方を進めているわけで、その辺の一体感をこれで作って上げていくと。もちろんその中で、球場で大きなイベントがあるときはそれについての演出も行うということで、市としてといいますか、市長として評価するとすれば、多分、②以下をメインにして、併せて①を行うというぐらいに当初は位置づけて、先ほどいろいろな委員からありましたように、新しいそれに対する映像のつくり方みたいなものにトライして行って、それでやっていくべきではないかと。それについては、この地域全体の誘導を図っている、魅力向上・活性化を誘導している都市整備局の各担当課とも連携しながら、方向を模索していくという姿勢で臨むべきではないかと思っています。ですから、結局、箇条書で書いてあっても、ほとんどがスタジアムの利用のときだけの演出だったみたいな感じで、少しだけ②、③が入っていたみたいになってしまうとやはり違うので、極端に言うと、年間どのぐらいの割合で、あるいは1日のうちのどのぐらいの割合で、②、③の周辺施設との連携や横浜全体のプロジェクトの魅力を、あまり細かく全部をPRするとかえってうるさくなるのでほどほどにやって、ここは広告板ではないので魅力を伝えるような映像をつくっていくとか、横浜市全域についてはそちらにウエートを置いたほうがいいのではないかと。ただ、BUNTAIさんも含めた近場の事業施設については、連携した演出になっているほうがいいのではないかとということで、ぜひそういった視点でプログラム、映像作成とか、そういうことにチャレンジしていけるのいいのではないかと思います。

それから、第三者広告を入れるかどうかについては、縦の部分でどこまでそれがなくともたないのかということです。かといって、縦型の全面に第三者広告が入ってくるのは、まるで広告塔になってしまうので、まずいのではないかと。運営のためにどのぐらい必要なのかということは都市整備局と議論した上で、さりげなく下のほうに少し入るとか、大きな環境映像の下に少し入るとかいうのが可能かどうかとか、その辺の検証をしていくべきではないかという感じがしました。

横浜公園としての位置づけみたいなことで、ここはスタジアムのゲートとしての演出は評価する、やってもらっても構わないという公園管理サイドとしてのご意見はありましたが、特別許可ということでもありますので、その地域の空間演出と、どうやってうまくここに貢献するかという視点を重視して、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

私としてはそんな感じでございますが、ほかにご意見はございますでしょうか。今日、事業者のサンプル映像もあったのですが、今後はもう少し幾つか、第三者広告はどのぐらい必要なのかというのも含めて、今日でもいいし、次回まででもいいですけども、その辺を整理した上でご説明いただきたいと思います。今日説明できるところはあります。

(本多係長)

第三者広告については、文字が見えにくくて申し訳ないですが、事業者の資料のほうで右上の「02」をご覧いただければと思います。今、事業者と協議している中では、第三者広告については、公園に入ってから見える横型のサイネージを活用して掲出を行ってほしいという話をしています。プロ野球やアマチュアスポーツ、ライブといったイベントのときに第三者広告を掲出していきたいと思っております。そのほか、周辺施設の地域イベントですとか、先ほどのプロジェクトの魅力発信など、そういったタイミングに対しては原則掲出ししないとしておりますが、今後の社会情勢ですとか、にぎわいのイベントを行って街一帯で盛り上げるときには、第三者広告の掲出は、横型については今後、事業者とも協議して検討していければと思っております。

次回については、審査基準や審査体制を事業者とも今後整理していかなければいけないと思っていますので、その辺についてもまた審議という形でご説明させていただければと思っております。

(国吉部会長)

全体として、審議会の意見としては、縦型のデジタルサイネージも設置を認める方向の意見になってはきているのですが、それはもう少し、今日、私も意見を言わせていただきましたけれども、その辺も踏まえて、地域により公共性があるという部分を前面に出して、次のプレゼンテーションのとき

にはご提案いただきたいと思います。そのほか、審査基準、体制とか、そういうものを含めてご説明いただければと思いますが、よろしいでしょうか。鴨下委員。

（鴨下委員）

私は、原則として第三者広告は賛成という意見です。むしろ、こういうふうになんにお金をかけて皆さん審議してつくったのだから、活用しない手はないと思っています。横浜の経済も活性化しなければいけないですし、そういう意味でも使っているのではないかと思います。

（国吉部会長）

ほかに何かご意見はありますか。それでは、議題1につきましては以上で審議を終えて、再度次回、今日の意見を踏まえた提案がされるということで確認したいと思います。事務局、それではよろしいでしょうか。

（光田書記）

審査体制ですとか、映像の内容ですとか、少し詳細なものを詰めて次回にまた提案いただくということで承知しました。

（国吉部会長）

どうもありがとうございました。それでは、議事（1）については以上で終えたいと思います。

（2）創造的イルミネーション事業〈ヨルノヨ2024〉の実施に係る景観推進地区（関内地区：山下公園内）での景観形成について（審議）

議事2について、担当課から説明を行った。

（国吉部会長）

今回、メインの会場が新港中央広場から山下公園に移るということです。これまで新港地区で行っていたものは動きのあるものでしたが、今回のものも非常に多様な映像が床面に投影されるということで、楽しめる演出になっているのではないかと思います。このことについて、事務局から何か付加することがございましたら。

（光田書記）

本日ご欠席の委員からご意見を頂いております。読み上げさせていただきます。山家委員から頂いたご意見ですが、「この山下公園の取組については特に問題はない」ということです。

加藤委員からご意見を頂いております。「本事業については、横浜の夜を演出する上で大変重要な事業である。幾つか規制があるようだが、緩和できる部分は緩和し、今後の継続を希望する」と。以上でございます。

（国吉部会長）

どうもありがとうございます。他の委員、ご意見がございましたらどうぞ。鴨下委員。

（鴨下委員）

横浜の冬の風物詩という形で家族で毎年楽しみにしているのですが、プロジェクションマッピングがかなり一般的になっているのに原則的に投影広告物は表示することができないということで、我々の数名で成り立つ審議会で意見を聴いて市長が認めた場合にはということになっていて、もう今の時代、ちょっといびつなのではないかと思います。この条例がいつ制定されたのか分かりませんが、関内地区という市街地において原則駄目というのは、原則オーケーとするという意味ではなくて、市民とか皆さんで考えるときが来ているのではないかと思います。議事については賛成です。

（国吉部会長）

その点については、新しい時代に対応する都市景観演出として魅力的なものはどんどん取り入れていくということではあると思いますが、一定の枠組みを取っておかないと、今度は逆に言うと、これはやめるべきだ、これはまずいというようなものをストップすることができないので、枠組みがあるから事業ができないのではなくて、一定のクオリティーのあるものはどんどん受け入れていくにしても、こういったフィルターを一つ持っておくことが大事だというふうに認識していますので、あまり危惧することはないかなと思っています。

（鴨下委員）

でも、何というか、この条例は議会で議決されて市民がつくっていく法律なので、その例外を我々みたいな少数の審議会で話し合っ

ても、何というか、この条例は議会で議決されて市民がつくっていく法律なので、その例外を我々みたいな少数の審議会で話し合っ

ても、何というか、この条例は議会で議決されて市民がつくっていく法律なので、その例外を我々みたいな少数の審議会で話し合っ

ても、何というか、この条例は議会で議決されて市民がつくっていく法律なので、その例外を我々みたいな少数の審議会で話し合っ

ても、何というか、この条例は議会で議決されて市民がつくっていく法律なので、その例外を我々みたいな少数の審議会で話し合っ

この審議会ではなく、議会とかで審議して、時代に合わせた議論をしていくべきではないかと思っています。

(国吉部会長)

ちょっと複雑なご意見だったのでどう評価すべきか難しいのですが、しかし、議会の誰がどういうふうにして審議するのかということは、それなりにまた議会内に大きな問題を投げかけるということで、かえって大変になるのではないかということも。現在、こういった制度があるので、この制度を用いて積極的にうまく運用していけばいいのではないかと。

(鴨下委員)

現状はそうだと思いますが、条例とか法律というのは時代に合わせてどんどん改正とか拡充とかしていかなければいけないので、今もうそういう時代に入ってきているのではないかという意見です。

(国吉部会長)

分かりました。ひょっとすると、条例の中にもう少し柔軟性を加味した部分が含まれるようにすることも必要かもしれないというご意見だったと認識しております。どうもありがとうございます。今のことについて何かありますか。特に問題はないと思いますが、ご意見はご意見として。

(入江係長)

応援のメッセージだと受け止めておりますが、横浜はすごく落ち着いた景観をこれまでつくってきた経緯もあることから、市民の皆さん全員がいいと言っているわけではなく、数%ぐらいは魅力が低くなったとおっしゃっている方がもちろんいらっしゃるので、これまでの夜間景観のつくり方と考え方と、こういったイベントと、少しバランスを取りながら実施していきたいと考えております。

(国吉部会長)

どうもありがとうございます。付け加えますと、景観づくりというのは、数値基準とかそういうもので一定のものはあるのですが、今、事務局の担当の方からも説明がありましたが、横浜は横浜らしい魅力をつくっていこうということで取り組んできましたので、夜間景観というのいろいろなあるわけです。昔はもう少し香港のようにギラギラとやったほうがいいのではないかと、どんどん光をやれというご意見もありましたが、そこまでやらないのが横浜なんじゃないのと。その辺は、どのぐらいに抑えて他都市との違いをつくるかというの考えながらやっていくのが大事であって、それを全体の長いまちづくりの取組を議論してきた都市美対策審議会で議論して、もちろん時代に合った新しい試みも受け入れながら、横浜の個性を維持していくことを議論して、その工夫を、事業をされる方にもお願いしながらご協力を求めていくというのが、この審議会で議論する意義だと思います。そういうことで、市長からも、その辺の議論を踏まえた上での審議の意見を我々の審議会に求めているということでございます。ほかのご意見はありますでしょうか。

(立石書記)

景観調整課ですが、投影広告物、映像のものであるとか、こういったものを規制という言い方で言うと、景観計画と屋外広告物条例がございます。景観計画については、地区ごとにいろいろなその地区の特徴があり、分かりやすく言うと、関内エリアが一番規制が厳しい。横浜駅周辺は景観計画自体がかかっていない、映像装置等についての景観計画は定まっていないということになります。では、そういったところは何の規制があるかという、屋外広告物条例ということになります。今回議論しているのは、たまたま今回はヨルノヨの映像装置を使うところが山下公園であるということで、関内地区のいわゆる一番厳しいところで議論していることになります。国吉部会長からもあったように、それぞれの適性や地区の特徴といったものを考慮した中で、景観計画が、たしか20年くらい運用されていると思いますが、そういった経緯で定められ、今、運用を行っていることになります。鴨下委員から頂いた意見も今後参考にしながら、そういったところの規制についても検討を進めていきたいと思っています。以上です。

(国吉部会長)

ありがとうございました。中島委員、ご意見はございますでしょうか。

(中島委員)

とても魅力的な試みで、見に行きたいなというだけです。今のことと関係しまして、横浜市の戦略としてはまさにそのとおりだと思いますが、恐らく、プロジェクションマッピングというか、光、そして動くということなので、実際にその周囲にいる方々の光害というか、こういう状況に対して直接害がある人がいる可能性があるということが想定されます。ただ、それで個別に聞くと必ずいるから、それを聞いて反対者がいると駄目だという話ではないのですが、今回の体制の中で、山下公園で横浜市がやるというのは分かりますし、あるいはクリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会とい

うのはどういう方々なのかというのが大事で、要は山下公園の周辺のホテルだとか、いろいろな事業者の方々もこれにすごく賛同していて、みんなで盛り上げていくんだということであれば全く問題ないと思うので、もう少し主催者というか、クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会の方々がどのような、ある意味では公共性を持っているかとか、どういう形で周囲の人たちとの関係を築いてきたのか。もう高齢になっているということです、恐らくしっかりしているんだと思いますが、そこはやはり確認しておかないといけないところなのかなと思います。

(国吉部会長)

事務局から、組織の特徴、構成メンバーの方々を、説明できる範囲で説明してください。

(入江係長)

クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会は、横浜の観光コンベンション・ビューローの理事長を委員長として、商工会議所ですとか、アートプログラムが入っていたと思いますが、アートの視点において芸術文化振興財団、地域のご意見として、例えば山下公園通りの方や中華街の方、みなとみらいの方、あとは横浜市の鉄道会社に入っていたいております。こちらが実行委員会になっているほか、連携としてクリエイティブ・ライト・ヨコハマ推進協議会というのがございまして、こちらは30組織ぐらゐが関わって情報共有させていただいて、イベントのつながりができるところでうまく連携したり、逆に情報発信させていただいたり、そういったいろいろな協力者を巻き込みながら実施しているところであります。

(中島委員)

分かりました。そういう意味では、かなり広がりがあると思います。このプロジェクトマップがどうのこうのという話ではないのですが、横浜の都市デザインの今後の展開をずっとこの審議会で議論している中で、今までずっと行政側のほうがある種のリーダーシップとかイニシアチブを取ってばつと進めていくという形で、多分これもそのような形で始まっているのではないかと思います。一方で今のような話が大事で、今日は資料2-3の説明があまりなかったような気がしますが、ぜひこのヨルノヨが、自発的にこれにどんどん参画する様々な主体が増えていく一つの運動のような形で展開していく、その一番大事なある種の契機というか、ここを体験していただいて、そのすばらしさを多くの市民の人が感じて自分たちも参加して、ただ見に来るだけではなく、いろいろな形で横浜の夜を創造的に彩るような形で運動が広がっていけばいいなと思いました。

(入江係長)

ありがとうございます。今日の説明からは漏れているのですが、実施概要の参考のところに記載していますが、地域をつなぐ取組として「夜の横浜イルミネーション2024-25」と銘打って実施します。実は横浜はいろいろな場所でイルミネーションの取組が実施されていることから、こういった大きな傘をかけて、この名称で地域のイルミネーションも、例えば広報での連携ですとかイベント連携、あるいは物理的には、山下公園通りのイチョウ並木や新港中央広場を照らすことで、光でつなぐということを実施していきたいと考えております。

(中島委員)

よく分かりました。

(国吉部会長)

ありがとうございます。真田委員、どうぞ。

(真田委員)

確認しますと、景観計画の制限の内容で、関内地区だと原則「催物等のために表示するもので、次のいずれかに該当し」とあり、それを「市長が認めた場合は、この限りではない」とただし書があるわけですが、それさえも超えて、景観計画全体の一番最初に書いてあるただし書を使うことになっているのだと理解しています。そうすると、先ほど最初に意見があったみたいに、計画で決まっているのに、それを大きく逸脱するようなものになってしまうものを少数で決めていいのかという話は当然出てくるのかなと思いますが、悪いということではなくて、本来、この景観計画の内容が、好き勝手にやる、いわゆる本当の屋外広告物を規制するためにあって、まちづくりに資するようなイベントについてはそこまで厳しくしないということだと思います。今回、私も悪いとは思ってなくて、いいと思いますけれども、どういう理由でこの部会でオーケーを出すのかということ、ちゃんと書く必要があるのではないかと思います。そのときに、先ほど中島委員からもあったように、どういう主催者なのかとか、そういう地域に影響のある範囲の人たちがやろうとしているということとか、そもそも屋外広告物とは違う催物であるということとか、高い建物に投影するようなものではなく地面に投影するということで影響の範囲が少ないとか、そういうそもそもの計画の理念に対してオーケー

一なものだということを論理的に説明しておく必要があるのではないかと思います。面白いアイデアだからオーケーになったとか、そういう解釈をされてしまうと、後々何でもオーケーになってしまう可能性があるのも、こういう理由だからいいんだ、オーケーにしたということを明確にしておく必要があると思いました。

(国吉部会長)

ありがとうございました。これについては現在の規定があるわけですが、それを緩和する、許可する場合の背景みたいなものが時代とともにいろいろ変わってきているのだらうと思います。審議会でその都度議論するにしても、先ほど中島委員から問われたような地域の支持が得られているのかどうかとか、そういうことも踏まえて、何か目安みたいなもの、これは都市整備局の屋外広告物とか、そちらの担当との問題かもしれませんが、こういったにぎわいスポーツ文化局のような新たな試みをやっているところのニーズと併せて、どういう場合にどこまで柔軟に対応できるのかみたいな、物差しみたいなものを少し用意しておいたほうがいいのではないかと。基準そのものには書き込むかどうかは別として、そんなことを示唆するご意見だったと思います。景観調整課、いかがですか。

(立石書記)

真田委員からご指摘があったように、何でも認めていくということではなく、催物の目的、公益性や横浜市にとっても市民にとってもどういう効果があるのかといった観点と、一番大事なところは、中島委員からもありましたように、その催物によって迷惑をかけていないか、周辺の方への影響はどうなのかということも含めて、我々のほうでもそういった視点で庁内で議論して、今回のヨルノヨについては、庁内議論においては問題ないだろうということで、本日、都市美対策審議会の意見を聴いている状況でございます。都市美対策審議会にかからないイベントにつきましても、臨海部のほうで様々やっておりますが、そういったものについても主催者に、横浜市の共催とか、支援しているとか、そうした一定程度の公益的なものと、先ほど申しましたような視点を持ちまして、いろいろな議論を経た上で、それぞれのイベントについて広告を出したりということを認める取扱いをやっている状況でございます。

(光田書記)

事務局の都市デザイン室から補足します。今回、都市美対策審議会で、こちらのただし書の、特に「魅力ある都市景観の創造に特に寄与するもの」というところを、この審議会、政策検討部会にお諮りしております。今回の内容そのものが本当に特に都市景観の創造に寄与するかという中身の議論こそしていただければと考えております。

(国吉部会長)

了解しました。今の都市デザイン室長の説明も当然だと思いますが、かといって、魅力あるものだったなら何でもいいわけではなく、その魅力あるというのが抽象的なので、その場合にもう少しフィルターも必要ではないかという真田委員のご意見だったような感じがします。それは、先ほど景観調整課のほうでも、こういった審議に出すときに市としてこういう評価ができるということで、魅力ある都市景観に寄与するとともに、他への影響がどれだけ少ないかとか、そんなことも含めてもう少し枠組みを用意しておいたほうがいいだろうということで、その辺を今後検討していただければと思います。内容的には街の魅力を高める演出ではないかと思っておりますので、実際、機会があれば委員の方も、個人的にぜひ見ていただければと思います。

内容として、一応、これについて了解するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(国吉部会長)

どうもありがとうございました。それでは、議事(2)については終えたいと思います。

(3) 創造的イルミネーション事業〈ヨルノヨ2024〉における実験的な演出の実施について(報告)

議事3について、担当課から説明を行った。

(国吉部会長)

報告ということでございますが、これについて何か質問はございますでしょうか。どうぞ、中島委員。

(中島委員)

質問で、こういう事業を持続可能にするために企業からの協賛金をもっと増やしたいという狙いで

すが、費用対効果というか、これをやることで費用が余計にかかるのではないかという気が非常にします。そのあたりとのバランスは、まさに今回実験してみて考えるのだと思いますが、もくろみはどうなのでしょう。

(入江係長)

実はこの色を変えるということにプログラミングが必要になるので、その分のお金は必要になります。協賛金の中からそれを捻出する必要がありますが、協賛金を超える金額がかかっては元も子もないので、今のところ協賛金の中に収まる内容となっております。

(中島委員)

今回検証したいのは、これは景観の問題ではなく、スポンサー側にとってこれにどういうメリットがあるかというのをやってみたい。この赤を点灯することでコーラだと思う方がどのぐらいいるかということなんですよね。

(入江係長)

そのとおりでございます。検証の内容としましては、協賛企業さんへのヒアリングも行いたいと考えておりまして、例えばSNSの反応で、コカ・コーラの色と言ってくれたのかどうかとか、費用対効果もそうですし、あと、コーポレートカラーはすごく特殊なものなので、色の再現度とか、そういったことも含めて検証していきたいと考えております。

(中島委員)

分かりました。

(国吉部会長)

ほかにご意見はありますか。

(光田書記)

山家委員よりご意見を頂いておりますので読み上げさせていただきます。「持続可能に当該イベントを行うために、協賛企業カラー演出の必要性は理解できる。単色ないし3色でのカラーライトアップは問題ないのではないかと思うが、資料は文言だけなので、実験的に実施して検証するということによいと思う」。

(国吉部会長)

ほかにご意見はございますでしょうか。確かに費用をかけるので、ヨルノヨの夜景演出として魅力的になるかどうかというのが一番大事で、もうちょっと何か演出性があるといいなという感じがしているのですが、取りあえず今年実験なので、それを見てからということでもいいかなと思います。結局、全体の、山下公園で先ほどあった楽しい映像が下に映るようなものに比べると、割と単純だなという感じがあって、赤く街が燃えているような感じですね。その辺のところは、今後、演出家の方とも議論しながら、金をかけない範囲で工夫されたほうがいいのかという感じはしました。

(大泉課長)

ありがとうございます。そういった意味では、今回初の試みということで、演出面でもドローンショーと花火と我々のカラージャックの色が連動した形で連続して、ドローンショーが終わると花火、花火が終わったときに街全体がみたいな話を今回、連続性の時間的なスケジュール感も調整したりとか、今、部会長がおっしゃったような面白みというか、そこは工夫していきたいと思っております。今回、非常に大きなチャレンジをさせていただく形で、ぜひ効果検証もまたご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(国吉部会長)

了解しました。それでは、これは今年初めての試みということで、協賛企業のテーマカラーを持ったり、行政側の施策のテーマカラーであったり、そういうもので少しチャレンジしてみたいということです。また機会があったら私も見せていただければと思います。本日は報告ということで了解したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、議事(3)についてもこれで終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(国吉部会長)

では、これをもちまして、議事(3)を終えたいと思います。事務局、どうぞ。

(光田書記)

本日、議事が3つございましたが、議事(1)につきましては、スタジアムデジタルサイネージの映像装置の映像内容や審査体制を含め、詳細について今後説明の上、継続審議という結論を頂きました。議事(2)につきましては、ヨルノヨの山下公園での実施内容について了承といった結論を頂き

	ました。議事（３）につきましては、報告内容は了解ということで、ご意見を踏まえて進めさせていただきます。 なお、本日の議事録につきましては、部会長の確認を得た上で閲覧に供することとさせていただきます。 ３ 閉 会 （光田書記） それでは、これをもちまして、政策検討部会を閉会いたします。本日はご多忙の中、審議会にご出席いただきましてありがとうございました。
資 料	次第、委員名簿、前回議事録 【議事１】 資料１－１ 横浜公園における景観形成について 資料１－２ 景観形成の考え方 横浜スタジアムサイネージ計画 【議事２】 資料２－１ 創造的イルミネーション事業〈ヨルノヨ2024〉の実施に係る景観推進地区（関内地区：山下公園内）での景観形成について（審議） 資料２－２ 山下公園内プロジェクション内容 資料２－３ 令和６年度 時間限定演出参加予定施設 【議事３】 資料３ 創造的イルミネーション事業〈ヨルノヨ〉における実験的な演出の実施について（報告）
特記事項	・本日の議事録については、部会長が確認する。